

介護老人保健施設 あやがわ

介護老人保健施設 短期入所療養介護利用約款 (ユニット型個室)

別紙1、別紙2を含む



公益社団法人

地域医療振興協会

Japan Association for Development of Community Medicine

介護老人保健施設入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設あやがわ（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したのち、 年 月 日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

(1) 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

(2) 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務（未払いの利用料金（限度額として50万円））を、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

(1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

(2) 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的

行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- (1) 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- (2) 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- (3) 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- (4) 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- (5) 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- (6) 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- (7) 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の25日までに支払うものとします。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙5のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- (2) 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- (5) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師等の医学的判断により、更なる医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の医療機関での診療を依頼します。

2 前項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師等の医学的判断により、更なる医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の医療機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第12条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設あやがわのご案内

(令和 6年 4月 1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設あやがわ
- ・開設年月日 平成21年 4月 1日
- ・所在地 香川県綾歌郡綾川町陶1720番地1
- ・電話番号 087-876-6260
- ・ファックス番号 087-876-6261
- ・管理者名 佐々木 宏起
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(3751580055号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設あやがわの理念]

地域包括ケアを推進し、明るく、快適に過ごせる空間づくりに努めます。

利用者の意思を尊重し、自立した生活を継続できるよう質の高いケアを提供します。

[介護老人保健施設あやがわ5つの役割]

1. 包括的ケアサービス施設

利用者の意思を尊重し、望ましい在宅又は施設生活が過ごせるようにチームで支援します。そのため、利用者に応じた目標と支援計画をたて、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供します。

2. リハビリテーション施設

体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に、集中的な維持期リハビリテーションを行います。

3. 在宅復帰施設

脳卒中、廃用症候群、認知症等による個々の状態像に応じて、多職種からなるチームケアを行い、早期の在宅復帰に努めます。

4. 在宅生活支援施設

自立した在宅生活が継続できるよう、介護予防に努め、入所や通所などのサービスを提供するとともに、他サービス機関と連携して総合的に支援し、家族の介護負担の軽減に努めます。

5. 地域に根ざした施設

家族や地域住民と交流し情報提供を行い、さまざまなケアの相談に対応します。市町村自治体や各種事業者、保健・医療・福祉機関などと連携し、地域と一体となったケアを積極的に担います。また、評価・情報公開を積極的に行い、サービスの向上に努めます。

(3) 施設の職員体制

	常 勤		非常勤		常勤換算 後の人数	業務内容
	専従	兼務	専従	兼務		
・医 師	1				0.6 以上	利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士	1 以上	1 以上			0.3 以上	医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
・管理栄養士	1				0.3 以上	利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
・支援相談員	1	1			0.5 以上	利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
・介護支援専門員	1				0.5 以上	利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
・看護職員	3 以上				3.0 以上	医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
・介護職員	8 以上	8 以上			8.0 以上	利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。

・事務職員	2	2				庶務、会計、介護報酬請求等の事務を行う。
・その他						

- (4) 入所定員等 ・定員30名（うちショートステイ併用あり）
 ・療養室 個室30室
- (5) 通所定員 25名

2. サービス内容

- (1) 施設サービス計画の立案
- (2) 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- (3) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- (4) 食事（食事は原則として食堂で召し上がって頂きます。）
 朝食 8時00分～ 9時00分
 昼食 12時00分～13時00分
 夕食 18時00分～18時40分
- (5) 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- (6) 医学的管理・看護
- (7) 介護（退所時の支援も行います）
- (8) リハビリテーション
- (9) 相談援助サービス
- (10) 栄養管理
- (11) その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

医療機関	名称	綾川町国民健康保険陶病院
	所在地	香川県綾歌郡綾川町陶1720番地1
	電話番号	087-876-1185
	診療科	内科、小児科、耳鼻咽喉科、循環器内科、呼吸器内科、人工透析科、老年内科、消化器内科、リハビリテーション科、皮膚科、泌尿器科
	入院設備	63床
歯科医療機関	名称	かさいデンタルクリニック
	所在地	香川県綾歌郡綾川町陶5870番地2
	電話番号	087-876-0324

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先順に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- (2) 面会時間は 9時00分～17時00分です。面会者は面会時間を順守し、お手数ですが、必ずその都度、1階受付で『面会簿』に記入して下さい。但し、感染症等の状況により面会制限を設ける場合があります。
- (3) 外出の際には医師の許可が必要となります。事前に確認をお願いします。但し、感染症等の状況により外出制限を設ける場合があります。
- (4) 飲酒・喫煙は禁止させていただきます。敷地内での喫煙はご遠慮下さい。
- (5) 火気の取扱い（ライター、マッチ「煙草も」等）は火災予防のため、持ち込みはご遠慮下さい。
- (6) 設備・備品の利用は本来の用途に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- (7) 所持品・備品等の持ち込みご相談下さい。
- (8) 金銭・貴重品の管理は、自己の責任で管理して下さい。施設での預かりは致しかねます。
- (9) 宗教活動および政治活動を施設内で他の利用者に行うことは禁止します。
- (10) ペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

5. 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「介護老人保健施設あやがわ消防計画」にのっとり対応を行います。								
避難訓練及び防災設備	<p>別途定める「介護老人保健施設あやがわ消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を行います。</p> <p>またBCP(事業継続計画)に基づく訓練を年1回行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>設備名称</td> <td>設備名称</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー</td> <td>防火戸・シャッター</td> </tr> <tr> <td>避難階段</td> <td>屋内消火栓</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知機</td> <td>誘導灯</td> </tr> </table> <p>カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。</p>	設備名称	設備名称	スプリンクラー	防火戸・シャッター	避難階段	屋内消火栓	自動火災報知機	誘導灯
設備名称	設備名称								
スプリンクラー	防火戸・シャッター								
避難階段	屋内消火栓								
自動火災報知機	誘導灯								
消防計画等	<p>綾川分署への届出日 : 令和4年 4月 1日</p> <p>防災責任者 : 山崎 和樹</p>								

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には窓口責任者が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、窓口責任者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、各階に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただきお申し出いただくこともできます。

当施設相談窓口	<p>窓口責任者 : 湯浅 真司・新延 浩一 (支援相談員)</p> <p>利用時間 : 8:30~17:30</p> <p>利用方法 : 電話 087-876-6260</p> <p>面接 当施設事務室 (相談は別室で行います。)</p> <p>御意見箱 当施設各階に設置</p>
その他の相談窓口	<p>○綾川町健康福祉課 : 087-876-1113</p> <p>○国保連合会 : 087-822-7453</p> <p>○香川県健康福祉部 長寿社会対策課 : 087-832-3266</p>

<別紙2>

介護保健施設サービスについて

(令和 6年 4月 1日現在)

1. 介護保険被保険者証等の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険被保険者証・介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療・介護：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、各居室・フロア等においても行っています。施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）

イ(2)(一)(a)(i) ユニット型介護保健短期入所療養介護費（1日につき）

費目（基本型） ロ(1)(I)(一)(i)	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	624円/日	1,248円/日	1,872円/日
要支援2	789円/日	1,578円/日	2,367円/日
要介護1	836円/日	1,672円/日	2,508円/日
要介護2	883円/日	1,766円/日	2,649円/日
要介護3	948円/日	1,896円/日	2,844円/日
要介護4	1,003円/日	2,006円/日	3,009円/日
要介護5	1,056円/日	2,112円/日	3,168円/日

イ(2)(一)(b)(ii) ユニット型介護保健短期入所療養介護費（1日につき）

費目（在宅強化型） ロ(1)(I)(二)(ii)	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	680円/日	1,360円/日	2,040円/日
要支援2	846円/日	1,692円/日	2,538円/日
要介護1	906円/日	1,812円/日	2,718円/日
要介護2	983円/日	1,966円/日	2,949円/日
要介護3	1,048円/日	2,096円/日	3,144円/日
要介護4	1,106円/日	2,212円/日	3,318円/日
要介護5	1,165円/日	2,330円/日	3,495円/日

(2) 加算

	1割負担	2割負担	3割負担	備考
夜勤職員体制加算	24円/日	48円/日	72円/日	1日につき
個別リハビリテーション実施加算	240円/日	480円/日	720円/日	1日につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	400円/日	600円/日	1日につき (7日を上限)
緊急短期入所受入対応加算	90円/日	180円/日	270円/日	1日につき (7日を限度に)
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	240円/日	360円/日	1日につき
重度療養管理加算	120円/日	240円/日	360円/日	1日につき
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）	51円/日	102円/日	153円/日	1日につき

在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	51 円／日	102 円／日	153 円／日	1 日につき
送迎加算	184 円／日	368 円／日	552 円／日	1 回片道につき
総合医学管理加算	275 円／日	550 円／日	825 円／日	利用中 10 日を限度
口腔連携強化加算（1 回につき 50 単位）	50 円／日	100 円／日	150 円／日	1 月に 1 回を限度
療養食加算	8 円／日	16 円／日	24 円／日	1 日 3 回を限度
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 円／日	6 円／日	9 円／日	1 日につき
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 円／日	8 円／日	12 円／日	1 日につき
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 円／月	200 円／月	300 円／月	1 月につき
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 円／月	20 円／月	30 円／月	1 月につき
サービス提供体制加算（Ⅰ）	22 円／日	44 円／日	66 円／日	1 日につき
サービス提供体制加算（Ⅱ）	18 円／日	36 円／日	54 円／日	1 日につき
サービス提供体制加算（Ⅲ）	6 円／日	22 円／日	33 円／日	1 日につき
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1 月につき所定単位×75／1,000 分			
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1 月につき所定単位×71／1,000 分			
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1 月につき所定単位×54／1,000 分			
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	1 月につき所定単位×44／1,000 分			
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（1）	1 月につき所定単位×67／1,000 分			
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（2）	1 月につき所定単位×65／1,000 分			
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（3）	1 月につき所定単位×63／1,000 分			
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（4）	1 月につき所定単位×61／1,000 分			
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（5）	1 月につき所定単位×57／1,000 分			
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（6）	1 月につき所定単位×53／1,000 分			
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（7）	1 月につき所定単位×52／1,000 分			
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（8）	1 月につき所定単位×46／1,000 分			
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（9）	1 月につき所定単位×48／1,000 分			
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（10）	1 月につき所定単位×44／1,000 分			
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（11）	1 月につき所定単位×36／1,000 分			
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（12）	1 月につき所定単位×40／1,000 分			
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（13）	1 月につき所定単位×31／1,000 分			
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）（14）	1 月につき所定単位×23／1,000 分			

(2) その他の料金

- ① 食費（1日当たり） 1,600円*
内訳）朝食 380円 昼食+おやつ 630円 夕食 590円
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）
- ② 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）
・ユニット型個室 2,066円*
（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）
- *上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。
- ③ その他（日常生活品費、教養娯楽費、洗濯代、電気代等）は、別途資料をご覧ください。
- ④ 文書料
・医師の記載が必要な場合は 3,300円
・その他、簡易な証明書の場合は 550円

(3) 利用料金の支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発送しますので、その月の25日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの3方法があります。入所契約時にお選びください。

- ① 現金
月曜日から土曜日（年末年始は除く）の 9時00分から17時00分までに、介護老人保健施設あやがわ1階事務所にてお支払い下さい。
- ② 銀行振込
香川県農業協同組合・綾南支店(451)
口座種別・番号 普通・0067310
口座名義人 公益社団法人地域医療振興協会 介護老人保健施設あやがわ
理事長 吉新通康

※振込時のカタカナ表記は、下記の通りです。

シャ) チイイヨウシコウキョウカイ カイゴロウジンホクンセツアヤガリ リジチョウ ヨシアラミチヤス

百十四銀行・綾南支店(228)

口座種別・番号 普通・0665117

口座名義人 公益社団法人地域医療振興協会 介護老人保健施設あやがわ

※入金確認後、領収証を発行します。振込手数料は利用者負担となります。

③ 口座引落

銀行印を登録している金融機関の口座からの引き落としが可能です。

(百十四銀行・香川銀行・高松信用金庫・観音寺信用金庫・香川県信用組合・四国労働金庫・JA) *その他一部取り扱い可能の金融機関もございます。

事務所にて、「預金口座振替依頼書」を準備しております。

ご入用の際には事務所までご連絡ください。所定の用紙をお渡ししますのでご記入・金融機関へのお届け印を捺印していただき事務所までご提出ください。

